

「いくちゃん」使用上の注意事項（R6.4月改訂）

福岡市食育推進キャラクター「いくちゃん」（以下「キャラクター」という。）は、福岡市食育推進計画を個人や企業（職場）、地域などそれぞれの立場でできることから取り組んでいただくため、また、“ふくおか”ならではの取り組みに広がることを目的に誕生しました。

キャラクターの諸権利は、福岡市保健医療局地域保健課に帰属しており、使用承認申請が必要です。必ず事前に申請を行い福岡市保健医療局地域保健課の許可を受けてください。

なお、本注意事項は予告なく変更されることがあります。

1 デザインについて

- (1) 表示色は、原則、表示色、または単色とします。
- (2) 拡大・縮小は構いませんが、縦横比を変更しないでください。
- (3) 表情、ポーズ、持ち物等の変更は構いませんが、キャラクターのイメージを逸脱しないようご注意ください。
- (4) 使用する物件の完成見本を、申請時に合わせて提出してください。ただし、現物での提出が困難なものについては、写真や図等確認できるものを提出してください。
- (5) 商品、商業広告等に使用する場合、使用料はいただきませんが、使用許可にあたっては、使用目的・方法を考慮し、決定いたします。

2 次のような場合、使用することができません。

- (1) 福岡市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える恐れのあるとき。
- (5) その他、地域保健課長がキャラクターの使用について不適当と認めるとき。

※ 使用上の詳しい条件等については「いくちゃん」使用規程をご覧ください

3 使用までの流れ

- (1) 使用承認申請書の提出（ただし、同申請書に記載の内容が分かれば様式を問わない）
- (2) 受付・審査（1週間程度）
- (3) 使用許可書及びデータの送付
- (4) 使用開始
- (5) 完成品の提出

※ 申請が不要な場合

- ・福岡市の行政機関が使用するとき。
- ・学校等教育機関が教育の目的で使用するとき。
- ・報道機関が報道の目的で使用するとき。
- ・個人が個人的に使用、または家庭内で使用するとき。